

# 第5回 田沢湖・角館・西木合併協議会

日時 平成15年8月29日（金） 午後1時30分  
場所 西木村総合開発センター 集会室

## 会議次第

### 1. 開 会

### 2. 会長あいさつ

### 3. 会議録署名委員の指名について

### 4. 議 題

報告第15号 議会議員及び農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会正・副委員長の選任及びスケジュールについて

報告第16号 議会議員及び農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会委員長報告について

協議案第5号 新自治体の名称について（継続協議）

協議案第17号 慣行の取扱いについて（提案）

協議案第18号 各種事務事業の取扱いについて（提案）

協議案第19号 国際交流・広域交流事業の取扱いについて（提案）

協議案第20号 広報広聴関係事業の取扱いについて（提案）

協議案第21号 交通安全関係事業の取扱いについて（提案）

協議案第22号 窓口業務の取扱いについて（提案）

協議案第23号 高齢者福祉事業の取扱いについて（提案）

その他

新市将来構想について

### 5. 閉 会

# 合併協定項目

NO.	項目名	提出月日		確認月日	
1	合併の方式について	H15. 4.10	第 1 回	H15. 4.10	第 1 回
2	合併の期日について	H15. 4.10	第 1 回		
	(協議細目) 合併目標期日について	H15. 4.10	第 1 回	H15. 4.10	第 1 回
3	新自治体の名称について	H15. 5.23	第 2 回		
4	新自治体の事務所の位置について	H15. 5.23	第 2 回		
5	財産の取扱いについて	H15. 5.23	第 2 回		
	(協議細目) 財産の取扱いについて(財産区除く)	H15. 5.23	第 2 回	H15. 5.23	第 2 回
6	一般職の職員の身分の取扱いについて	H15. 5.23	第 2 回	H15. 5.23	第 2 回
7	新市町村建設計画について	H15. 5.23	第 2 回		
	(協議細目) 新市町村計画の概要について	H15. 5.23	第 2 回	H15. 5.23	第 2 回
8	議会の議員の定数及び身分の取扱いについて	H15. 6.27	第 3 回		
9	農業委員会の委員の定数及び身分の取扱いについて	H15. 6.27	第 3 回		
10	地方税の取扱いについて	H15. 6.27	第 3 回		
	(協議細目) 地方税の取扱いについて(その1)	H15. 6.27	第 3 回	H15. 7.25	第 4 回
11	特別職の職員の身分の取扱いについて	H15. 7.25	第 4 回	H15. 7.25	第 4 回
12	介護保険事業の取扱いについて	H15. 7.25	第 4 回	H15. 7.25	第 4 回
13	慣行の取扱いについて	H15. 8.29	第 5 回		
14	各種事務事業の取扱いについて	H15. 8.29	第 5 回		
	(協議細目) 国際交流・広域交流事業の取扱いについて	H15. 8.29	第 5 回		
	(協議細目) 広報広聴関係事業の取扱いについて	H15. 8.29	第 5 回		
	(協議細目) 交通安全関係事業の取扱いについて	H15. 8.29	第 5 回		
	(協議細目) 窓口業務の取扱いについて	H15. 8.29	第 5 回		
	(協議細目) 高齢者福祉事業の取扱いについて	H15. 8.29	第 5 回		

報告第 1 5 号

議会議員及び農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する  
小委員会正・副委員長の選任及びスケジュールについて

小委員会正・副委員長の選任及びスケジュールについて、別紙のとおり報告する。

**議会議員及び農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会正・副委員長を選任について**

役職名	町村名	氏名	備考
委員長	田沢湖町	堀川光博	
副委員長	角館町	山本陽一	
副委員長	西木村	藤井けい子	

小委員会規程第4条第3項の規定に基づき、委員の互選により上記のとおり選任した。

## 小委員会スケジュール

予 定	内 容
7月15日	議会議員の定数及び任期の取扱いについて検討 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて検討
8月7日	委員長・副委員長の選出 小委員会スケジュール(案)について 議会議員の定数及び任期の取扱いについて検討 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて検討
8月25日	議会の意向調査(各町村の議長から意見聴取) 議会議員の定数及び任期の取扱いについて検討 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて検討
8月29日	合併協議会における中間報告
9月12日	農業委員会の意向調査 (各町村の農業委員会会長から意見聴取) 議会議員の定数及び任期の取扱いについて検討 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて検討
9月26日	合併協議会における中間報告
10月上旬 ~ 10月中旬	議会議員の定数及び任期の取扱いについて最終検討 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて最終検討 合併協議会への報告内容検討、最終確認
10月24日	合併協議会へ最終報告、協議

報告第16号

議会議員及び農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する  
小委員会委員長報告について

## 協議案第5号

新自治体の名称について（継続協議）

協議案第17号

慣行の取扱いについて（提案）

慣行の取扱いについて、次のとおり提案する。



協議事項	慣行の取扱い	関係項目
調整の内容	<p>1 新市章、新市憲章、新市の花・木等については、新市において定めるものとする。</p> <p>2 各種宣言については、新市において定めるものとする。</p> <p>3 表彰制度については、新市発足後において新たな制度を創設するものとする。</p> <p>4 新市民歌については、新市において定めるものとする。</p>	

現 況			調整の具体的内容
田沢湖町	角館町	西木村	
<p><b>町章</b>（昭和35年1月5日） たざわこの「タ」を図案化し、町を象徴する「田沢湖」と各種産業発展の源をなす「駒ヶ岳」を囲み、全町力強い輪となって進む形を表す。</p> <p><b>町民憲章</b>（昭和55年10月18日）</p> <p>私たちは、秀峰駒ヶ岳と神秘の田沢湖をシンボルとして生活する田沢湖町民です。 豊かな詩情にはぐくまれた郷土の遺産を受け継いで、広く世界に目を向け、この憲章をめあてに伸びゆく町づくりに努めましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 自然を大事にし、ふるさとを愛し、美しい環境の町づくりしましょう。</li> <li>1 健康でいきいきと暮らす、いきいきとしたスポーツの町づくりしましょう。</li> <li>1 力を合わせ、助け合い、生きがいのある福祉の町づくりしましょう。</li> <li>1 教育を大切にし、教養を高め、豊かな文化の町づくりしましょう。</li> <li>1 勤労をとうとび、生産にはげみ、特色ある産業の町づくりしましょう。</li> </ul>	<p><b>町章</b>（昭和36年3月29日） 角館町の頭文字「カ」の図案化。平和のシンボル鳩が雄飛する構図とし、平和と飛躍発展向上を象徴したもの。</p> <p><b>町民憲章</b> なし</p>	<p><b>村章</b>（昭和37年8月13日） 西木の「にし」を図案化し、横の2本の太い線は合併の2か村民の融和と産業の発展を表し、円形は平和と円満を象徴している。</p> <p><b>村民憲章</b>（昭和61年11月1日） わたしたちは、いつも輝かしい望みに生きる西木の村民であります。 山と水の美しさと、天地自然の恵みに育てられた人情の温かさを誇る西木の村民であります。 わたしたちは、更に明るく豊かなふるさととの発展をめざし、人間として生まれあわせた尊さを自覚し、移り変わる時代にそって、西木村民である気品を失わず、ともにこの憲章の実践と達成に努力致しましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一、何よりも健康 作ろう大事な生活リズム 運動かかすなきたえようからだ</li> <li>一、尊い勤労 働く姿はこの世の光 上げよう生産おこせよ資源</li> <li>一、きれいな助け合い 守れふるさとけがすな村を 生かそう世のため互いの力</li> <li>一、自然も人も美しく 色もさわやか錦の十里 かおりひろげよ心の花を</li> <li>一、豊かな知性を ひとりひとりが生涯学ぶ 村民あげて教養文化</li> </ul>	<p><b>新市章</b> 新市において定める。</p> <p><b>新市憲章</b> 新市において定める。</p>

現 況			調整の具体的内容
田沢湖町	角館町	西木村	
<p><b>「町の木」「町の花」「町の鳥」</b></p> <p>町の木 ブナ（昭和42年11月9日） 町の花 コマクサ（昭和61年9月30日） 町の鳥 イヌワシ（昭和61年9月30日）</p> <p><b>宣言</b> 交通安全の町宣言（昭和37年3月28日） 公明選挙の町宣言（昭和38年3月25日） 非核・平和の町宣言（昭和63年9月28日） 米輸入自由化反対の町宣言（平成2年12月21日） 敬老の町宣言（平成4年12月22日） 暴力団追放の町宣言（平成5年3月19日） 環境宣言（平成6年12月22日） 福祉のまちづくり宣言（平成7年9月8日）</p> <p><b>名誉町民目的</b> 町民の地域社会の公益に寄与する意欲の高揚を図る。</p> <p><b>名誉町民推挙の基準</b> 田沢湖町の住民又は田沢湖町の住民であった者、若しくは田沢湖町に本籍を有する者で、公共の福祉の増進、教育文化の興隆、地方自治行政の向上又は産業の振興等、地域社会の公益に貢献著しく、常に町民を指導し、町民の尊敬にあたいする者に、名誉町民の称号を贈ることができる。</p> <p><b>推挙の方法</b> 町長が議会の同意を得て贈る。</p> <p><b>一般表彰</b> 随時実施している。</p>	<p><b>「町の木」「町の花」</b></p> <p>町の木 なし 町の花 なし</p> <p><b>宣言</b> 交通安全の町宣言（昭和37年3月30日） 非核・平和の町宣言（昭和63年12月22日）</p> <p><b>名誉町民推挙の基準</b> 公共の福祉の増進、産業、文化の進展又は社会公益上に偉大な貢献をなし、その功績が顕著である本町住民又は本町に縁故の深い者に贈る。</p> <p><b>推挙の方法</b> 町長が議会の同意を得て贈る。</p>	<p><b>「村の木」「村の花」</b></p> <p>村の木 エンジュ（昭和61年11月1日） 村の花 マリーゴールド（昭和61年11月1日）</p> <p><b>宣言</b> 非核・平和の村宣言（昭和63年12月16日） 緑と水と空気を守る村宣言（平成13年10月7日） 心にふれる環境づくり宣言（平成13年10月27日）</p> <p><b>村民荣誉賞目的</b> 荣誉をたたえ、もって村民の郷土意識の高揚に資すること。</p> <p><b>顕彰の基準</b> 文化、スポーツ等の分野での業績が顕著であったと認められ、かつ西木村内に居住している者、若しくは居住していた者、又は西木村内に所在している団体。</p> <p><b>選定の方法</b> 村長が行う。</p> <p><b>西木村表彰</b> 毎年11月3日に実施。必要のある時はその都度。</p>	<p><b>新市の花・木</b> 新市において定める。</p> <p><b>各種宣言</b> 新市において定める。</p> <p><b>表彰制度</b> 新市発足後において新たな制度を創設する。</p> <p><b>名誉町民、村民荣誉賞</b> 既表彰者は現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>

現 況			調整の具体的内容
田沢湖町	角館町	西木村	
<p><b>表彰の範囲</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方自治の発展に関し著しく功労のあった者</li> <li>2 教育、学芸、技芸、体育等文化の発展に関し著しく功労のあった者</li> <li>3 産業の振興に関し著しく功労のあった者</li> <li>4 保健衛生の向上に関し著しく功労のあった者</li> <li>5 納税又は貯蓄に関し著しく功労のあった者</li> <li>6 町の公益に寄与し若しくは公務に協力する等その業績の著しい者</li> <li>7 その他公共の福祉増進に尽し功績が極めて顕著であって衆人の模範とするにたる者</li> </ol> <p><b>町民歌</b>（平成8年9月30日）  作詞 浦山庄作 作曲 山野隆  雲晴れわたる 朝明けに  はるかな駒岳の 色映えて  千古の山毛櫨に生氣満つ  心豊かな 人びとの  のぞみを高く 伸ばしゆく  たくましき たくましき町 田沢湖よ</p> <p>平成14年度決算額 0千円  平成15年度予算額 0千円</p>	<p><b>表彰の範囲</b></p> <p>町の行政、産業及び経済等の発展若しくは学術、技芸及び教育等文化の興隆、その他町民の福祉の増進に貢献し、その功績が卓絶であり深く町民の尊敬を受ける者。</p> <p><b>町民歌</b>（昭和55年8月3日）  作詞 藤原剛 作曲 佐藤長太郎  山ふところにいだかれて  古き屋敷につゞく町  文化の伝統今もなお  ともに手を取り築きゆく  ああわが町よ かくのたて</p> <p>平成14年度決算額 0千円  平成15年度予算額 400千円</p>	<p><b>表彰の範囲</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 村の公益及び自治の振興に尽力し、著しく功労のあった者</li> <li>2 教育、学芸等文化の発展に関し、著しく功労のあった者</li> <li>3 産業の振興に関し、著しく功労のあった者</li> <li>4 社会福祉に関し、著しく功労のあった者</li> <li>5 保健衛生の向上に関し、著しく功労のあった者</li> <li>6 発明、考案又は改良に関し、著しく功労のあった者</li> <li>7 納税、統計又は貯蓄に関し、著しく功労のあった者</li> <li>8 その他公共の福祉増進に尽力し、功績が極めて顕著であって衆人の模範とするにたる者</li> </ol> <p><b>村民歌</b>（昭和41年11月1日）  作詞 藤村宗治 作曲 才田正庸  仙北平野の 奥深く  走る国道 105号  続く杉の香 栗の花  おどる黄金の 広たんぼ  幸にほほえむ 西木村  幸にほほえむ 西木村</p> <p>平成14年度決算額 93千円  平成15年度予算額 74千円</p>	<p><b>新市民歌</b>  新市において定める。</p>

## 先進事例

### 篠山市

- (1) 町章、町民憲章、町木、町花及び町歌については、新町において新たに定めるものとする。
- (2) 宣言及び表彰については、新町において調整するものとする。

### 西東京市

- (1) 市章は、新市において調整する。
- (2) 市の木、花、鳥は新市において調整する。
- (3) 市民憲章、高齢者憲章、都市宣言については、新市において調整する。

### さいたま市

- (1) 市章・市の木・市の花等の象徴的事項については、新市において検討するものとする。  
ただし、市のおどりについては現行のとおりとする。
- (2) 市民憲章及び各都市宣言については、新市において検討する。
- (3) 名誉市民、市民栄誉賞、文化賞及び市政功労賞については新市において継続する。

### 潮来市

- (1) 市章は、当面、潮来町の町章を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに市章を制定することとした。
- (2) 市の花、木、鳥については、当面、潮来町の花・木・鳥を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに市の花・木・鳥を制定することとした。
- (3) 市民憲章については、当面、潮来町の町民憲章を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに市民憲章を制定することとした。

### あきる野市

市の花、木、鳥、歌については、新市において新たに定めるものとされ、合併後公募によって決定された。

### 新潟市

- (1) 市の花、木、鳥、歌については、新潟市の制度に統一。ただし、黒埼町の町民歌については黒埼地区の愛唱歌として、黒埼町の木については黒埼地区の推奨の木として、それぞれ伝承していくこととした。
- (2) 市民憲章については、新潟市の制度に統一。ただし、黒埼町民憲章は黒埼地区の憲章として承継していくこととした。

## 協議案第 18 号

### 各種事務事業の取扱いについて【協定項目 23】（提案）

各種事務事業の取扱いについての総括的な調整方針について、次のとおり提案する。

各種事務事業については、次の事項に留意し、住民サービスの低下を招かないよう配慮しながら、その一元化に向け調整を図るものとする。

- (1) 3 町村が実施している同一あるいは類似の事務事業については、合理化、効率化に向け調整する。
- (2) 3 町村が実施している独自の事務事業については、従来からの経緯・実情を考慮し調整する。

各種事務事業の内容	
【協定項目23】	各種事務事業の取扱いについて
【協定項目23-1】	国際交流・広域交流事業の取扱いについて
【協定項目23-2】	電算システム事業の取扱いについて
【協定項目23-3】	広報広聴関係事業の取扱いについて
【協定項目23-4】	納税関係事業の取扱いについて
【協定項目23-5】	消防防災関係事業の取扱いについて
【協定項目23-6】	交通安全関係事業の取扱いについて
【協定項目23-7】	窓口業務の取扱いについて
【協定項目23-8】	保健衛生事業の取扱いについて
【協定項目23-9】	障害者福祉事業の取扱いについて
【協定項目23-10】	高齢者福祉事業の取扱いについて
【協定項目23-11】	児童福祉事業の取扱いについて
【協定項目23-12】	保育事業の取扱いについて
【協定項目23-13】	生活保護事業の取扱いについて
【協定項目23-14】	その他の福祉事業の取扱いについて
【協定項目23-15】	健康づくり事業の取扱いについて
【協定項目23-16】	ごみ収集運搬業務事業の取扱いについて
【協定項目23-17】	環境対策事業の取扱いについて
【協定項目23-18】	農林水産関係事業の取扱いについて
【協定項目23-19】	商工・観光関係事業の取扱いについて
【協定項目23-20】	勤労者・消費者関連事業の取扱いについて
【協定項目23-21】	建設関係事業の取扱いについて
【協定項目23-22】	上・下水道事業の取扱いについて
【協定項目23-23】	市（町村）立学校の通学区域の取扱いについて
【協定項目23-24】	学校教育事業の取扱いについて
【協定項目23-25】	文化振興事業の取扱いについて
【協定項目23-26】	コミュニティ施策の取扱いについて
【協定項目23-27】	社会教育事業の取扱いについて
【協定項目23-28】	社会福祉協議会の取扱いについて
【協定項目23-29】	その他事業の取扱いについて

協議案第19号

国際交流・広域交流事業の取扱いについて【協定項目23-1】(提案)

国際交流・広域交流事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	国際交流・広域交流事業の取扱い
調整の内容	姉妹提携・友好提携など、3町村で実施している各種交流事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。		

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
国内交流		(姉妹都市) ・大村市【長崎県】 昭和54年7月18日 (戊辰戦争による縁) (友好都市) ・さぬき市【香川県】 平成8年9月28日 (解体新書による縁) (有縁友好都市) ・金砂郷町【茨城県】 平成10年11月21日 (佐竹北家による縁) (防災協定締結都市) ・高萩市【茨城県】 新庄市【山形県】 平成8年7月27日 (戸沢氏による縁) 平成14年度決算額 1,730千円 平成15年度予算額 500千円		現行のとおり新市に引き継ぐ。
国際交流	(姉妹都市) ・オップダル市【ノルウェー王国】 昭和50年3月13日 (山岳観光資源による縁) (姉妹湖) ・澄清湖【台湾 高雄市】 昭和62年11月4日 (民間親善交流による縁) 平成14年度決算額 0千円 平成15年度予算額 0千円			現行のとおり新市に引き継ぐ。



協議案第20号

広報広聴関係事業の取扱いについて【協定項目23-3】(提案)

広報広聴関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	広報広聴関係事業の取扱い
調整の内容	<b>1 新市において、広報紙を発行する。</b> <b>2 新市において、ホームページを開設する。</b> <b>3 その他の広報広聴関係事業については、新市において調整する。</b>		

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
広報紙の発行	広報たざわこ 4,500部/月 毎月1回1日発行 サイズ A4版 基本20ページ カラーは表紙・裏表紙その他は2色刷  平成14年度決算額 7,571千円 平成15年度予算額 8,319千円	広報かくのだて 5,400部/月 毎月1回1日発行 サイズ A4版 基本16ページ カラーは表紙・裏表紙その他は2色刷  平成14年度決算額 1,652千円 平成15年度予算額 1,910千円	広報にしき 2,200部/月 毎月1回5日前後日発行 サイズ A4版 基本18ページ カラーは表紙・裏表紙その他は2色刷  平成14年度決算額 1,369千円 平成15年度予算額 1,592千円	新市において広報紙を発行する。 発行日、発行回数は、合併時までに調整する。 声の広報については新市において関係団体と調整し実施する。 新市勢要覧については、合併後作成し、行政視察対応用など使用用途に応じた部門別要覧やCD-ROM版要覧なども作成する。
ホームページの公開	平成8年7月開設 データ更新は担当職員及び委託業者が実施 アクセス数 約8,000件/月 平成14年度決算額 630千円 平成15年度予算額 630千円	平成8年4月開設 データ更新は総合情報センター及び各課で実施 アクセス数 約14,000件/月 平成14年度決算額 0千円 平成15年度予算額 0千円	平成11年4月開設 データ更新は各課で実施  平成14年度決算額 0千円 平成15年度予算額 0千円	新市においてホームページを開設する。 各種情報サービスについては、ホームページ、お知らせ文書、ふるさとメール等により実施する。
広聴関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政懇談会（随時）</li> <li>町長面会日（毎月）</li> </ul> 平成14年度決算額 35千円 平成15年度予算額 0千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政懇談会（随時）</li> <li>町長面会日（毎月1回）</li> <li>住民提言箱（7ヶ所） 平成13年9月設置</li> </ul> 平成14年度決算額 0千円 平成15年度予算額 0千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政懇談会（随時）</li> <li>村長との移動面談日 （本庁においては随時、桧木内地区・上桧木内地区については月1回）</li> </ul> 平成14年度決算額 315千円 平成15年度予算額 158千円	行政懇談会を開催する。 首長面会日については、本庁舎、分庁舎において定期的に開催する。 報道機関への情報提供については、定期的に行事予定表等を提供する。 ホームページ等からのパブリックコメントを実施する。

## 先進事例

### さいたま市

広報誌等の広報事業については、合併時に統合し、引き続き情報の提供に努める。  
市民提案制度等の公聴事業については、合併後速やかに充実を図るものとする。

協議案第 2 1 号

交通安全関係事業の取扱いについて【協定項目 2 3 - 6】(提案)

交通安全関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	交通安全関係事業の取扱い
調整の内容	<p>1 交通安全計画については、新市において新計画を策定する。          なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。</p> <p>2 その他の交通関係事業については、新市において調整する。</p>		

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
交通安全計画	第7次田沢湖町交通安全計画 【平成13年3月策定】  平成14年度決算額 0千円 平成15年度予算額 0千円	第7次角館町交通安全計画 【平成14年1月策定】  平成14年度決算額 0千円 平成15年度予算額 0千円	西木村交通安全計画 【交通安全対策協議会において毎年度策定】  平成14年度決算額 0千円 平成15年度予算額 0千円	新市において新計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。
交通安全対策	田沢湖町交通安全対策会議 田沢湖町交通安全対策協議会 田沢湖町交通安全町民大会 交通指導員 15名 交通安全母の会 交通安全施設等整備 道路反射鏡等の設置 交通安全用具の支給 チャイルドシート購入費補助金  平成14年度決算額 4,194千円 平成15年度予算額 4,867千円	角館町交通安全対策会議 角館町交通安全対策協議会 角館町交通安全町民大会 交通安全指導員 15名 交通安全母の会 交通安全施設等整備 道路反射鏡等の設置 交通安全用具の支給 チャイルドシート購入費補助金  平成14年度決算額 3,743千円 平成15年度予算額 3,683千円	西木村交通安全対策会議 西木村交通安全対策協議会  交通指導員 7名 交通安全母の会 交通安全施設等整備 道路反射鏡等の設置 交通安全用具の支給 チャイルドシート購入費補助金  平成14年度決算額 1,492千円 平成15年度予算額 1,702千円	合併時まで調整する。

協議案第 2 2 号

窓口業務の取扱いについて【協定項目 2 3 - 7】(提案)

窓口業務の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	窓口業務の取扱い
調整の内容	窓口業務については、住民サービスの低下を招かないよう調整に努めるものとする。		

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
各種証明書発行及び異動手続き	電算により処理 住基システム、印鑑登録システム 異動手続き 各異動に関しては、窓口にて異動内容の確認後、担当者が入力作業を行い、バックアップを行っている。 平成14年度決算額 14,596千円 平成15年度予算額 21,452千円	電算により処理 住基システム、印鑑登録システム 異動手続き 各異動に関しては、窓口にて異動内容の確認後、担当者が入力作業を行い、バックアップを行っている。 平成14年度決算額 5,525千円 平成15年度予算額 5,525千円	電算により処理 住基システム、印鑑登録システム 異動手続き 各異動に関しては、窓口にて異動内容の確認後、担当者が入力作業を行い、バックアップを行っている。 平成14年度決算額 3,620千円 平成15年度予算額 4,205千円	電算については、合併時までに調整する。 異動手続きについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。
印鑑の登録等	印鑑登録証(証明書・カード発行) 平成14年度決算額 1,326千円 平成15年度予算額 1,472千円	印鑑登録証(証明書・カード発行) 平成14年度決算額 1,456千円 平成15年度予算額 1,700千円	印鑑登録証(証明書・カード発行) 平成14年度決算額 諸照明等の発行 平成15年度予算額 に含む	現行のとおり新市に引き継ぐ。
諸証明等の発行(住民窓口)	窓口における諸証明の発行及び手数料 ・戸籍謄抄本 1通 450円 ・戸籍記載事項証明 1件 350円 ・除籍謄抄本 1通 750円 ・除籍記載事項証明 1件 450円 ・改製原戸籍謄抄本 1通 750円 ・戸籍届書記載事項証明 1通 350円 ・届出の受理証明書 1通 350円 ・ " (上質紙) 1件 1,400円 ・住民票及び戸籍の附票の写しの交付手数料 1通 200円 ・ " (世帯) 1通 400円 ・住民基本台帳閲覧 1世帯 200円 ・外国人登録証明 1枚 200円 ・身元証明 1枚 200円 ・印鑑登録証明 1枚 200円 平成14年度決算額 3,470千円 平成15年度予算額 3,050千円	窓口における諸証明の発行及び手数料 ・戸籍謄抄本 1通 450円 ・戸籍記載事項証明 1件 350円 ・除籍謄抄本 1通 750円 ・除籍記載事項証明 1件 450円 ・改製原戸籍謄抄本 1通 750円 ・戸籍届書記載事項証明 1通 350円 ・届出の受理証明書 1通 350円 ・ " (上質紙) 1件 1,400円 ・住民票及び戸籍の附票の写しの交付手数料 1通 200円 ・ " (世帯) 1通 400円 ・住民基本台帳閲覧 1世帯 200円 ・外国人登録証明 1枚 200円 ・身元証明 1枚 200円 ・印鑑登録証明 1枚 200円 平成14年度決算額 4,680千円 平成15年度予算額 4,164千円	窓口における諸証明の発行及び手数料 ・戸籍謄抄本 1通 450円 ・戸籍記載事項証明 1件 350円 ・除籍謄抄本 1通 750円 ・除籍記載事項証明 1件 450円 ・改製原戸籍謄抄本 1通 750円 ・戸籍届書記載事項証明 1通 350円 ・届出の受理証明書 1通 350円 ・ " (上質紙) 1件 1,400円 ・住民票及び戸籍の附票の写しの交付手数料 1通 200円 ・ " (人) 1通 200円 ・住民基本台帳閲覧 1人 200円 ・外国人登録証明 1枚 200円 ・身元証明 1枚 200円 ・印鑑登録証明 1枚 200円 平成14年度決算額 2,600千円 平成15年度予算額 2,417千円	現行のとおり新市に引き継ぐ。

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
臨時運行許可 手続き	道路運送車両法に基づき臨時運行の許可業務を行っている。 ・臨時運行許可 1両 750円 平成14年度決算額 12千円 平成15年度予算額 11千円	道路運送車両法に基づき臨時運行の許可業務を行っている。 ・臨時運行許可 1両 750円 平成14年度決算額 306千円 平成15年度予算額 270千円	なし	合併時に再編する。
外国人登録	外国人登録法に基づき事務を行っている 【主な手続き】 ・新規登録申請 ・家族事項登録申請 ・登録証引替交付申請 ・登録証再交付申請 ・居住地変更申請 ・居住地以外変更申請 ・登録の訂正申請 ・登録確認申請 ・原票の閉鎖 【交付関係等】 ・外国人登録記載事項証明書 ・印鑑登録証 ・印鑑登録証明書 平成14年度決算額 303千円 平成15年度予算額 309千円	外国人登録法に基づき事務を行っている 【主な手続き】 ・新規登録申請 ・家族事項登録申請 ・登録証引替交付申請 ・登録証再交付申請 ・居住地変更申請 ・居住地以外変更申請 ・登録の訂正申請 ・登録確認申請 ・原票の閉鎖 【交付関係等】 ・外国人登録記載事項証明書 ・印鑑登録証 ・印鑑登録証明書 平成14年度決算額 384千円 平成15年度予算額 156千円	外国人登録法に基づき事務を行っている 【主な手続き】 ・新規登録申請 ・家族事項登録申請 ・登録証引替交付申請 ・登録証再交付申請 ・居住地変更申請 ・居住地以外変更申請 ・登録の訂正申請 ・登録確認申請 ・原票の閉鎖 【交付関係等】 ・外国人登録記載事項証明書 ・印鑑登録証 ・印鑑登録証明書 平成14年度決算額 1千円 平成15年度予算額 1千円	現行のとおり新市に引き継ぐ。
その他の町民 サービス事務	埋葬・火葬・改葬許可 火葬場使用許可 郵便による証明書等請求 相続税法58条関係事務 犯歴事務 平成14年度決算額 0千円 平成15年度予算額 0千円	埋葬・火葬・改葬許可 火葬場使用許可 郵便による証明書等請求 相続税法58条関係事務 犯歴事務 平成14年度決算額 2,332千円 平成15年度予算額 2,332千円	埋葬・火葬・改葬許可 火葬場使用許可 郵便による証明書等請求 相続税法58条関係事務 犯歴事務 平成14年度決算額 歳計外 平成15年度予算額	合併時に再編する。
住民基本台帳 ネットワーク システム	都道府県及び市町村を電気通信回線で結び、全国規模で行うシステムのため、全国統一スケジュールで整備を進めていく。 平成14年度決算額 10,269千円 平成15年度予算額 15,674千円	都道府県及び市町村を電気通信回線で結び、全国規模で行うシステムのため、全国統一スケジュールで整備を進めていく。 平成14年度決算額 6,371千円 平成15年度予算額 2,200千円	都道府県及び市町村を電気通信回線で結び、全国規模で行うシステムのため、全国統一スケジュールで整備を進めていく。 平成14年度決算額 2,003千円 平成15年度予算額 4,056千円	現行のとおり新市に引き継ぐ。



協議案第 23 号

高齢者福祉事業の取扱いについて【協定項目 23 - 10】(提案)

高齢者福祉事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	高齢者福祉事業の取扱い
調整の内容	<p>1 老人保健福祉計画については、新市において新計画を策定する。</p> <p>2 高齢者福祉事業の各制度については、サービスの低下を招かぬよう調整する。          なお、利用料等の住民負担については、適正な料金となるよう調整する。</p> <p>(1) 国又は県等が定める制度については、その要綱等に準拠しながら調整する。</p> <p>(2) 国又は県等が定める制度で、各町村が独自にその制度の充実を図っている事業については、現行のとおり新市に引き継ぐことを基本に調整する。</p> <p>(3) 各町村が独自に実施している制度又は事業については、現行のとおり新市に引き継ぐことを基本に調整する。</p>		

事務事業名	現況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
高齢者敬老金支給	受給資格 80歳以上の高齢者(88歳、99歳) 敬老金等 敬老金、記念品  平成14年度決算額 4,344千円 平成15年度予算額 4,242千円	受給資格 77歳以上の高齢者(80歳、88歳、90歳、99歳、100歳、101歳以上) 敬老金等 敬老金、記念品  平成14年度決算額 4,456千円 平成15年度予算額 2,648千円	受給資格 75歳以上の高齢者(80歳、85歳、88歳、89~98歳、99歳、100歳、101歳以上) 敬老金、祝品  平成14年度決算額 2,255千円 平成15年度予算額 4,500千円	合併後に再編する。
在宅介護支援センター運営	田沢湖町在宅介護支援センター  平成14年度決算額 10,907千円 平成15年度予算額 11,193千円	角館町在宅介護支援センター  平成14年度決算額 23,511千円 平成15年度予算額 24,167千円	西木在宅介護支援センター 【社会福祉法人県南ふくし会に委託】 平成14年度決算額 10,704千円 平成15年度予算額 10,749千円	設置形態は現行のとおりとし、新市に引き継ぐ。
高齢者食生活改善事業	未実施	時期 月1回程度 随時 対象者 高齢者やその家族 内容 講話、実技、調理実習等 利用料 無料 平成14年度決算額 136千円 平成15年度予算額 288千円	未実施	角館町の例による。

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
生きがい活動 支援通所事業	<p>時期 随時</p> <p>対象者 65歳以上の高齢者（介護保険法上のサービスを受けることができない者）</p> <p>内容 日常生活の自立支援と社会的孤独感の解消を図る通所介護サービス</p> <p>利用料 法定の通所介護料金10%</p> <p>平成14年度決算額 2,544千円 平成15年度予算額 3,917千円</p>	<p>時期 随時</p> <p>対象者 65歳以上の高齢者（介護保険法上のサービスを受けることができない者）</p> <p>内容 日常生活の自立支援と社会的孤独感の解消を図る通所介護サービス</p> <p>利用料 法定の通所介護料金10%</p> <p>平成14年度決算額 595千円 平成15年度予算額 649千円</p>	<p>時期 随時</p> <p>対象者 65歳以上の高齢者（介護保険法上のサービスを受けることができない者）</p> <p>内容 日常生活の自立支援と社会的孤独感の解消を図る通所介護サービス（一日滞在、無料送迎）</p> <p>利用料 300円/回</p> <p>平成14年度決算額 8,445千円 平成15年度予算額 9,489千円</p>	合併時に再編する。
緊急通報体制 等整備事業	<p>緊急通報装置貸与</p> <p>時期 随時</p> <p>対象者 65歳以上の一人暮らし、寝たきり老人又はこれに準ずる者、その他</p> <p>サービス内容 緊急通報用機器一式を貸与し、緊急時に通報される</p> <p>運営方式 委託方式</p> <p>利用料 月額 600円</p> <p>平成14年度決算額 2,404千円 平成15年度予算額 1,240千円</p>	<p>緊急通報装置貸与</p> <p>時期 随時</p> <p>対象者 65歳以上の一人暮らし、寝たきり老人又はこれに準ずる者、身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する身体障害者</p> <p>サービス内容 緊急通報用機器一式を貸与し、緊急時に通報される</p> <p>運営方式 委託方式</p> <p>利用料 負担能力に応じて</p> <p>平成14年度決算額 545千円 平成15年度予算額 553千円</p>	<p>緊急通報装置貸与</p> <p>時期 随時</p> <p>対象者 65歳以上の一人暮らし、寝たきり老人又はこれに準ずる者、その他</p> <p>サービス内容 対象者に設置した通報用の端末により、緊急時に通報される。</p> <p>運営方式 委託方式</p> <p>利用料 無料</p> <p>平成14年度決算額 650千円 平成15年度予算額 1,078千円</p>	合併時に再編する。

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
訪問理美容サービス事業	未実施	時 期 年4回 対象者 おおむね介護度4以上の者 内 容 理容師が出張し、理美容サービスを行う 利用料 理美容料金のみ利用者負担 平成14年度決算額 279千円 平成15年度予算額 304千円	未実施	角館町の例による。
除排雪事業	未実施	65歳以上のみの世帯又は身体障害者手帳2級以上の者のみで構成される世帯に対し、利用者の希望により、自己負担を求め、家屋前の道路除雪車が残した雪塊を取り除く 平成14年度決算額 139千円 平成15年度予算額 300千円	未実施	現行のとおり新市に引き継ぐ。
家族介護慰労事業	未実施	対象者 介護度4,5の要介護者の家族で、1年間介護サービスを受けず在宅介護した非課税世帯 手当額 100,000円/年 平成14年度決算額 200千円 平成15年度予算額 300千円	未実施	角館町の例による。
介護予防事業	IADL 訓練事業 平成14年度決算額 337千円 平成15年度予算額 282千円	転倒骨折予防事業 アクティビティ・痴呆介護教室 平成14年度決算額 428千円 平成15年度予算額 270千円	転倒骨折予防事業 平成14年度決算額 0千円 平成15年度予算額 203千円	合併時に再編する。
介護用品の支給	対象者 在宅で介護度4,5の方を介護している家族に対して サービス内容 世帯の町民税課税状況に応じて介護用品券を支給する 平成14年度決算額 2,280千円 平成15年度予算額 2,392千円	対象者 被介護者の家族に対して サービス内容 介護用品(おむつ)を支給する 平成14年度予算額 4,947千円 平成15年度予算額 5,370千円	対象者 要介護度4,5と判定された在宅高齢者を介護してる世帯又は在宅1人暮らし老人 サービス内容 介護用品等を支給する 平成14年度決算額 2,285千円 平成15年度予算額 2,657千円	合併時に再編する。

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
生活管理指導事業(指導員派遣)	<p>対象者 介護保険法のサービスを受けることができない者の中で、日常生活を営むのに支障がある者</p> <p>サービスの内容 訪問による身体・家事介護</p> <p>利用料 介護保険制度規定の訪問介護料金の10%</p> <p>平成14年度決算額 4,775千円 平成15年度予算額 3,475千円</p>	<p>対象者 介護保険法のサービスを受けることができない者の中で、日常生活を営むのに支障がある者</p> <p>サービスの内容 訪問による身体・家事介護</p> <p>利用料 介護保険制度規定の訪問介護料金の10%</p> <p>平成14年度決算額 426千円 平成15年度予算額 643千円</p>	<p>対象者 介護保険法のサービスを受けることができない者の中で、日常生活を営むのに支障がある者</p> <p>サービスの内容 訪問による身体・家事介護</p> <p>利用料 介護保険制度規定の訪問介護料金の10%</p> <p>平成14年度決算額 13,967千円 平成15年度予算額 8,520千円</p>	現行のとおり新市に引き継ぐ。
生活管理指導事業(短期宿泊)	<p>対象者 介護保険法のサービスを受けることができない者の中で、介護を要するが介護者が介護できない者</p> <p>サービスの内容 施設における短期の宿泊</p> <p>利用料 介護保険制度規定の短期入所生活介護料金の10%</p> <p>平成14年度決算額 0千円 平成15年度予算額 76千円</p>	<p>対象者 介護保険法のサービスを受けることができない者の中で、日常生活を営むのに支障がある者、家族のやむをえない理由、又は一人世帯により、一時的入所が必要な高齢者</p> <p>サービスの内容 施設における短期の宿泊</p> <p>利用料 介護保険制度規定の短期入所生活介護料金の10%</p> <p>平成14年度決算額 0千円 平成15年度予算額 58千円</p>	未実施	合併時に再編する。
家族介護教室	社会福祉協議会単独事業	<p>対象者 高齢者を現に介護している家族や近隣の援助者</p> <p>内 容 介護についての知識や技術習得のため教室を開く</p> <p>利用料 無料</p> <p>平成14年度決算額 50千円 平成15年度予算額 20千円</p>	<p>対象者 高齢者を介護している家族・援助者</p> <p>内 容 介護方法や介護予防及び介護者の健康づくりを研修・習得する</p> <p>利用料 無料</p> <p>平成14年度決算額 86千円 平成15年度予算額 154千円</p>	合併時に再編する。

事務事業名	現況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
家族介護者交流事業(元気回復事業)	<p>対象者 在宅で介護している家族に対して</p> <p>サービス内容 聴講、日帰り旅行、施設見学等、介護者同士の交流を図る</p> <p>利用料 無料 平成 14 年度決算額(社協実施) 平成 15 年度予算額 550 千円</p>	<p>対象者 在宅で介護している家族に対して</p> <p>サービス内容 聴講、日帰り旅行、施設見学等、介護者同士の交流を図る</p> <p>利用料 無料 平成 14 年度決算額 160 千円 平成 15 年度予算額 200 千円</p>	<p>対象者 在宅で介護している家族に対して</p> <p>サービス内容 聴講、日帰り旅行、施設見学等、介護者同士の交流を図る 入湯券の無料配布</p> <p>利用料 無料 平成 14 年度決算額 110 千円 平成 15 年度予算額 100 千円</p>	合併時に再編する。
介護予防プラン作成事業	未実施	<p>対象者 要介護状態になる危険因子の高い者に</p> <p>サービス内容 介護予防プランを作成する</p> <p>利用料 無料 平成 14 年度決算額 6 千円 平成 15 年度予算額 10 千円</p>	<p>対象者 要介護状態になりやすいと考えられる者</p> <p>サービス内容 介護予防プランを作成する</p> <p>利用料 無料 平成 14 年度決算額 22 千円 平成 15 年度予算額 30 千円</p>	角館町、西木村の例による。
高齢者共同生活支援事業	未実施	未実施	<p>対象者 家庭の事情で養護を必要とする 65 歳以上の高齢者</p> <p>サービス内容 冬期間、施設で共同生活をする</p> <p>利用料 2200 円/1 人/日 平成 14 年度決算額 3,976 千円 平成 15 年度予算額 4,004 千円</p>	西木村の例により存続する。
食の自立支援事業(利用調整及び配食サービス)	社会福祉協議会単独事業	<p>対象者 一人暮らし又は老人世帯に対して</p> <p>サービス内容 手作り夕食弁当を提供し、安否を確認、指導する</p> <p>利用料 200 円/1 食 平成 14 年度決算額 2,294 千円 平成 15 年度予算額 2,162 千円</p>	<p>対象者 65 歳以上の単身世帯</p> <p>サービス内容 手作り夕食弁当を提供し、あわせて安否を確認する</p> <p>利用料 100 円/1 食 平成 14 年度決算額 840 千円 平成 15 年度予算額 1,186 千円</p>	合併時に再編する。

事務事業名	現況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
高齢者実態把握事業	個別訪問により地域の高齢者の実態把握し、介護ニーズの評価、要介護状態の予防を行う 平成 14 年度決算額 2,077 千円 平成 15 年度予算額 1,653 千円	個別訪問により地域の高齢者の実態把握し、介護ニーズの評価、要介護状態の予防を行う 平成 14 年度決算額 810 千円 平成 15 年度予算額 810 千円	個別訪問により地域の高齢者の実態把握し、介護ニーズの評価、要介護状態の予防を行う 平成 14 年度決算額 1,377 千円 平成 15 年度予算額 1,350 千円	現行のとおり新市に引き継ぐ。
徘徊高齢者家族支援サービス事業	未実施	未実施	見守りの必要な徘徊高齢者がいる場合、地域内で見守り体制を整えるため、必要に応じた支援を行う 平成 14 年度決算額 0 千円 平成 15 年度予算額 0 千円	合併時に廃止する。
高齢者住宅整備資金貸付金	対象者 60 歳以上の高齢者と同室する者で、老人の居室等の整備を真に必要とする世帯  サービス内容 資金貸付をする 貸付金額(限度額) 1,500,000 円/ 1 戸 平成 14 年度決算額 0 千円 平成 15 年度予算額 3,000 千円	対象者 65 歳以上の親族である高齢者と同居する者で、高齢者の専用居室等の整備を必要とし、自力で整備を行うことが困難な者  サービス内容 資金貸付をする 貸付金額(限度額) 1,500,000 円/ 1 戸 平成 14 年度決算額 1,000 千円 平成 15 年度予算額 7,500 千円	未実施	角館町の例による。
はり、灸、マッサージ施術費助成	対象者 50 歳以上 サービス内容 施術費の助成を行う  助成金額 施術 1 回につき 800 円 (年 6 回まで) 平成 14 年度決算額 385 千円 平成 15 年度予算額 384 千円	対象者 40 歳以上の国保被保険者(滞納者を除く)又は 65 歳以上の者 サービス内容 施術費の助成を行う  助成金額 本人全額負担後 1,000 円助成 (年 6 回まで) 平成 14 年度決算額 111 千円 平成 15 年度予算額 246 千円	対象者 50 歳以上の住民 サービス内容 施術費の助成を行う  助成金額 施術 1 回につき 1,000 円助成 (年 6 回まで) 平成 14 年度決算額 88 千円 平成 15 年度予算額 240 千円	田沢湖町の例による。
金婚式	平成 15 年度に廃止  平成 14 年度決算額 415 千円	結婚 50 年を迎えた夫婦に町が記念品の贈呈、記念撮影等を行う 平成 14 年度決算額 528 千円 平成 15 年度予算額 856 千円	結婚 50 年を迎えた夫婦に村が記念品の贈呈、記念撮影等を行う 平成 14 年度決算額 564 千円 平成 15 年度予算額 838 千円	合併時に廃止する。

事務事業名	現況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
敬老式	<p>毎年9月15日前後、町内3会場において、70歳以上の方に対し記念写真、食事提供、祝い金を進呈し長寿をお祝いする。</p> <p>平成14年度決算額 8,320千円 平成15年度予算額 7,538千円</p>	<p>毎年9月15日前後、町内4会場において、75歳以上の方に対して式典、食事提供、(80歳以上の方には鳩の杖を進呈)お祝い状、アトラクションを開催し長寿をお祝いする。</p> <p>平成14年度決算額 3,597千円 平成15年度予算額 2,277千円</p>	<p>毎年9月15日前後、村内1会場において、70歳・75歳以上の方に対し祝い金を進呈し長寿をお祝いする。</p> <p>平成14年度決算額 2,960千円 平成15年度予算額 2,794千円</p>	合併時に再編する。
老人クラブ関係	<p>単位老人クラブ23団体 田沢湖町老人クラブ連合会 単位老人クラブ活動費補助金 連合会活動費補助金 単独事業補助</p> <p>平成14年度決算額 5,305千円 平成15年度予算額 5,350千円</p>	<p>単位老人クラブ17団体 角館町老人クラブ連合会 単位老人クラブ活動費補助金 連合会活動費補助金</p> <p>平成14年度決算額 1,859千円 平成15年度予算額 1,839千円</p>	<p>単位老人クラブ11団体 西木村老人クラブ連合会 単位老人クラブ活動費補助金 連合会活動費補助金</p> <p>平成14年度決算額 1,124千円 平成15年度予算額 1,126千円</p>	現行のとおり新市に引き継ぐ。
地域ケア会議	<p>より高いサービスの提供と本人の自立支援のために地域ケア会議を毎月1回開催する</p> <p>平成14年度決算額 0千円 平成15年度予算額 0千円</p>	<p>高齢者及び家族の福祉の向上に寄与する為、また福祉・保健・医療等の各種サービスの総合的な調整を図り、適切なサービスが提供できるよう会議を随時開催する</p> <p>平成14年度決算額 0千円 平成15年度予算額 20千円</p>	<p>村内の高齢者及び障害者等の処遇困難者の実情を把握し、適切なサービス提供を行うための会議を開催する</p> <p>平成14年度決算額 0千円 平成15年度予算額 108千円</p>	合併時に再編する。
老人施設入所	<p>養護老人ホームへの入所措置 入所判定委員会設置</p> <p>平成14年度決算額 21,225千円 平成15年度予算額 22,767千円</p>	<p>養護老人ホームへの入所措置 入所判定委員会設置</p> <p>平成14年度決算額 0千円 平成15年度予算額 20千円</p>	<p>養護老人ホームへの入所措置 入所判定委員会設置</p> <p>平成14年度決算額 0千円 平成15年度予算額 20千円</p>	現行のとおり新市に引き継ぐ。
老人憩いの家	<p>田沢湖町岡崎地区の老人クラブ等高齢者に対し個人からの寄付である住宅を老人憩いの家とし管理する</p> <p>平成14年度決算額 331千円 平成15年度予算額 485千円</p>	<p>平成16年度以降老朽化のため社会福祉協議会で受託しない旨決定済み</p> <p>平成14年度決算額 3,877千円 平成15年度予算額 3,867千円</p>	該当なし	田沢湖町部分については存続する。
梅園	<p>寄付金で造成の梅園管理を老人福祉の為、3老人クラブと町で行っている</p> <p>平成14年度決算額 285千円 平成15年度予算額 1,323千円</p>	該当なし	該当なし	現行のとおり新市に引き継ぐ。



事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
在宅老人等在宅介護手当支給事業	<p>対象者 常時介護している家族</p> <p>サービス内容 実態調査の後適当と認められる場合、在宅寝たきり老人等介護手当を支給する</p> <p>支給額 84,000 円/年</p> <p>平成 14 年度決算額 2,808 千円 平成 15 年度予算額 2,604 千円</p>	<p>対象者 在宅で常時介護している家族</p> <p>サービス内容 実態調査の後適当と認められる場合、在宅老人等介護手当を支給する</p> <p>支給額 240,000 円/年</p> <p>平成 14 年度決算額 3,540 千円 平成 15 年度予算額 2,000 千円</p>	<p>対象者 常時介護している家族</p> <p>サービス内容 実態調査の後適当と認められる場合、在宅老人等介護慰労金を支給する</p> <p>支給額 120,000 円/年</p> <p>平成 14 年度決算額 130 千円 平成 15 年度予算額 600 千円</p>	合併時に再編する。
老人健康増進事業	該当なし	<p>対象者 65 歳以上の者</p> <p>サービス内容 温泉入浴料を助成する</p> <p>支給内容 利用者のみ 5 回/年</p> <p>平成 14 年度決算額 3,364 千円 平成 15 年度予算額 2,005 千円</p>	<p>対象者 65 歳以上の者（身障者は 65 歳未満であっても該当）</p> <p>サービス内容 入浴券を支給する</p> <p>支給内容 300 円 × 10 回券</p> <p>平成 14 年度決算額 1,896 千円 平成 15 年度予算額 2,475 千円</p>	角館町の例により調整する。